

第 787 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 6 月 10 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 よこはま新港合同庁舎 3 階大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「運送先の英文入力例の税関HP掲載について」 【資料 1】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 2】 「「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正に伴う工作機械の輸出に係る税関手続きの変更点について」 【資料 2】 【資料 3】

（業務部 中澤 特別審査官）

【議題 3】 「日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について」
【資料 4】

【議題 4】 「日オーストラリア EPA、CPTPP 及び RCEP 協定の輸出者（生産者）自己申告における輸入申告方法の統一化について」 【資料 5】

（業務部 江端 原産地調査官）

【議題 5】 「誤びゅう削減のお願い」 【資料 6】

（調査部 調査統計課 白戸課長）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 788 回通関協議会は、7 月 8 日（火）11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

令和6年6月

(最終更新: 令和7年6月5日)

財務省・税関

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を払脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを行いました。

○令和7年10月12日施行予定

貨物の輸入許可後の「運送先の所在地・名称」、輸入貨物が「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」が輸入申告項目に追加され、これらの事項についても申告していただく必要があります。

なお、輸入申告項目の追加は通販貨物やFS利用貨物に係る輸入申告のみを対象としたものではありません(「プラットフォームの名称等」を除く。)

また、輸入申告項目の追加を踏まえて、税関様式関係通達を改正いたしました。これらは、令和7年10月12日の施行を予定しております。

[関税法基本通達等の一部改正について\(令和7年3月31日財関第342号\)](#) : [税関 Japan Customs](#) (※別紙2-2 ~ 2-6をご確認下さい。)

【関係法令: 輸入申告項目(施行後)】

関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【参考資料】

・[Q&A\(輸入申告項目の追加: 運送先、通販貨物の該当、PFの名称等\)令和7年10月12日施行関係](#)

(※令和7年4月7日更新)

・[運送先の組合せについて](#)・[MSX業務による「運送先」の提出様式について](#)・[運送先の英文入力例](#) **NEW**・【様式】輸入申告に係る運送先一覧表(税関様式C第5021号(和文用)、C第5022号(英文用)、C第5023号(英文用)) **NEW**・[輸入\(納税\)申告書\(税関様式C第5020号の変更点\)](#) **NEW**・本件に関する第7次NACCSIについての[各種情報、質疑応答](#)

【リーフレット】

・[輸入申告項目の追加について](#)・[Addition of Import Declaration Items](#) **NEW**・[关于进口报关单要求申报的新增项目](#) **NEW**・[수입신고 항목 추가에 대하여](#) **NEW**

○令和5年10月1日施行済み

輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加するとともに、輸入申告者の意義の明確化を行いました。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することとなりました。

【関係法令: 税関事務管理人】

関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、

関税法施行規則第11条の2、第11条の3

【参考資料】

・[輸入申告者の意義の明確化に関する事例集](#)・[税関事務管理人届出書\(税関様式\)の改正について](#)

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)[採用情報](#)[報道発表\(関税局\)](#)[各税関の事件発表](#)[関税局・税関の動き](#)[パンフレット・リーフレット](#)[ポスター](#)[税関チャンネル\(YouTube\)の紹介](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

運送先を英文入力する場合の表記例

令和7年6月5日時点

NACCSによる輸入申告において、運送先を英文入力する場合の表記例をまとめました。
令和7年10月12日に申告項目が追加された以後の輸入申告において、参考としてください。

凡例	番号	和文	明確と考えられる記載	不明確である等のため、避けていただきたい記載
会社	1	株式会社〇〇 〇〇株式会社	〇〇 COMPANY LIMITED 〇〇 CO., LTD. 〇〇 CORP. 〇〇 INC. 〇〇 KABUSHIKIKAISHA	〇〇 (〇〇という固有名のみの記載) ※「KK」(環境依存文字)はNACCSの仕様上入力できません。
会社	2	合同会社〇〇 〇〇合同会社	〇〇 LIMITED LIABILITY COMPANY 〇〇 LLC. 〇〇 GODOKAISHA 〇〇 GK	〇〇
会社	3	有限会社〇〇 〇〇有限会社	〇〇 LIMITED LIABILITY COMPANY 〇〇 LLC. 〇〇 CO., LTD. 〇〇 INC. 〇〇 YUGENKAISHA	〇〇
会社	4	〇〇商店	〇〇 SHOTEN 〇〇 STORE 〇〇 SHOP	〇〇
施設等	5	〇〇物流センター	〇〇 DISTRIBUTION CENTER 〇〇 LOGISTICS CENTER 〇〇 BUTSURYU CENTER	〇〇
施設等	6	〇〇配送センター	〇〇 DELIVERY CENTER 〇〇 HAISO CENTER	〇〇
施設等	7	〇〇営業所	〇〇 OFFICE 〇〇 SALES OFFICE 〇〇 BUSINESS OFFICE 〇〇 BRANCH OFFICE 〇〇 EIGYOSHO	〇〇
施設等	8	〇〇店	〇〇 STORE 〇〇 SHOP 〇〇 TEN	〇〇
施設等	9	〇〇支店	〇〇 BRANCH 〇〇 OFFICE 〇〇 SHITEN	〇〇
施設等	10	〇〇倉庫	〇〇 WAREHOUSE 〇〇 SOKO	〇〇
施設等	11	〇〇工場	〇〇 FACTORY 〇〇 KOJO	〇〇
施設等	12	〇〇コンテナヤード 〇〇コンテナセンター	〇〇 CONTAINER YARD 〇〇 CONTAINER CENTER 〇〇 CY	〇〇
その他の地域・住所	13	〇〇野積場	〇〇 YARD 〇〇 OPEN STORAGE AREA 〇〇 NOZUMIBA	〇〇 AREA
その他の地域・住所	14	〇〇荷捌地	〇〇 CARGO HANDLING AREA 〇〇 NISABAKICHI	〇〇 AREA 〇〇 FACILITIES
その他の地域・住所	15	〇〇空港	〇〇 AIRPORT 〇〇 APT	〇〇
その他の地域・住所	16	〇〇港	〇〇 PORT	〇〇 〇〇 MINATO
その他の地域・住所	17	〇〇市町村 (1)市、(2)町、(3)村)	(1) 〇〇SHI 〇〇CITY (2) 〇〇CHO 〇〇MACHI 〇〇TOWN (3) 〇〇MURA 〇〇SON 〇〇VILLAGE	※正しい地名の読み方を確認の上で申告してください。

その他の地域・住所	18	A棟	A TO BUILDING A BLDG. A	EITO
その他の地域・住所	19	○号室	-○ ROOM NO.○ NO.○	※「△号棟」は、18に準じてください。
その他の地域・住所	20	○○町 1-2 A棟 304号室	○○CHO 1-2 A 304	※17, 18, 19等の組合せも可
その他の地域・住所	21	○○ビル □階 △△号	○○ BLDG □F △△ ○○ BUILDING □F △△GO BLDG○○ □F △△	○○
その他の地域・住所	22	○○内 △△	△△ CARE OF ○○ △△ C/O ○○	○○ △△

※ローマ字表記は、基本的にヘボン式で申告してください。

※住所の入力順は和文に準じてください。

※運送先が保税地域の場合でも、運送先に代えて蔵置場所コードを入力することはできません。

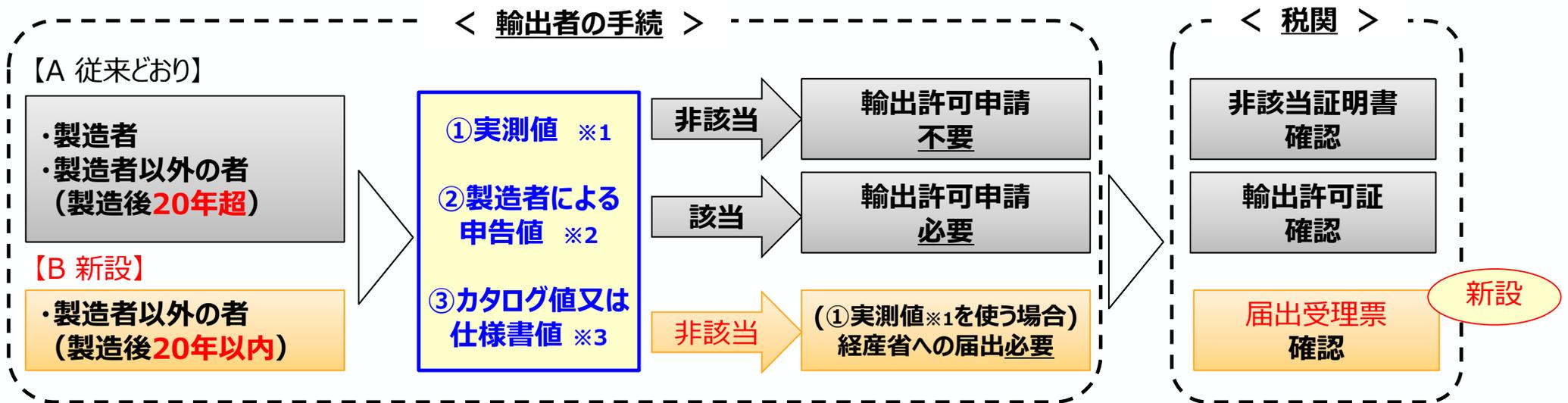
外為法の安全保障貿易管理に係る改正 (規制の合理化・適正化)

2025年5月

貿易経済安全保障局
安全保障貿易審査課

工作機械に対する輸出管理の見直し

- 「製造者」及び「製造者以外の者で製造後**20年超**の工作機械を輸出しようとする者」は、当該工作機械の ①実測値、②申告値 又は ③カタログ値等 により該非判定を行う（従来どおり）。
- 製造した日から**20年以内**の工作機械について新たな手続を規定。具体的には「製造者以外の者」が ①実測値 で該非を判定する場合、製造者に妥当性を確認したうえで経済産業省に届出を行う。（届出を行わない場合は「②申告値 又は ③カタログ値等」で該非判定を行う。）（新設・強化）

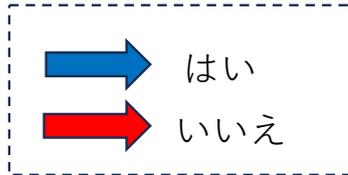


※ 1 実測値：個々の工作機械毎に測定した位置決め精度等の数値。

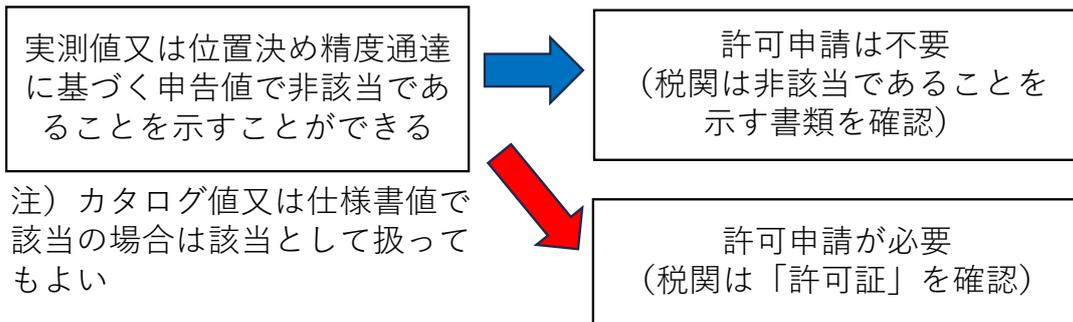
※ 2 申告値：「製造者」が経済産業省に対して工作機械の型式毎に提出した位置決め精度等の数値。

※ 3 カタログ値等：上記A（従来どおり）は、カタログ値又は仕様書値（「カタログ値等」）により「該当」の場合は、「該当」と判定して差し支えないが、「カタログ値等」により「非該当」の判定はできない。上記B（新設）は、カタログ値等に基づき判定（「非該当」と判定する場合を含む。）を行う。

工作機械の該非判定に関する 事業者の手続き（フローチャート）

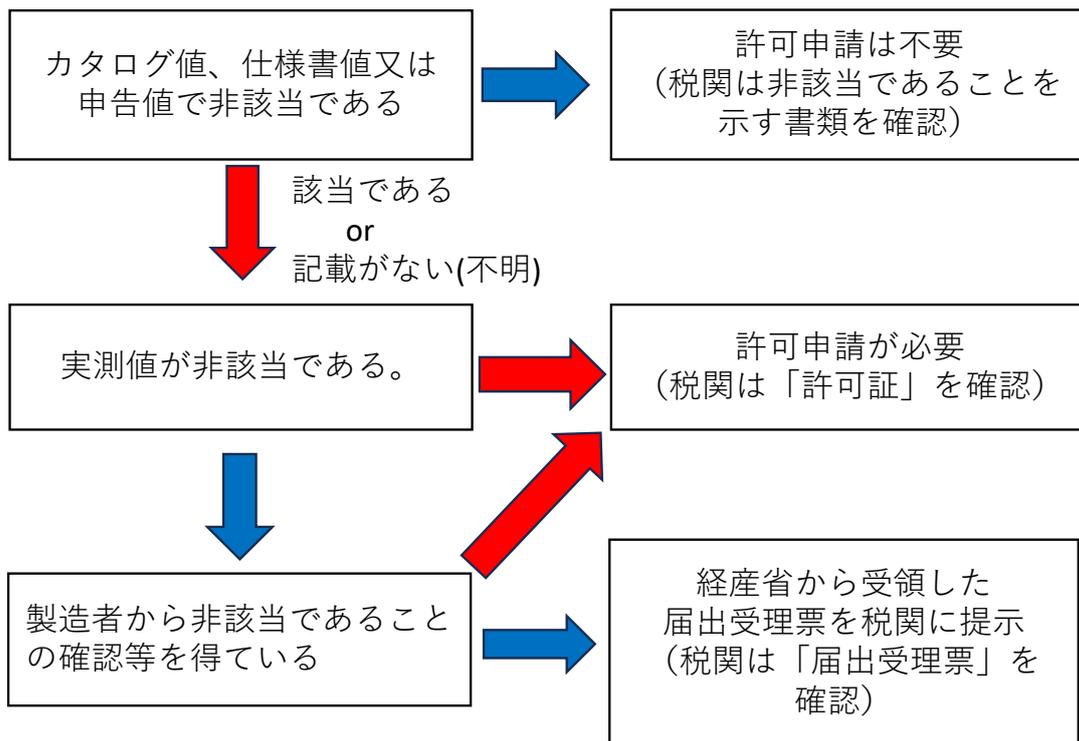


1. 製造者 ※従前どおり

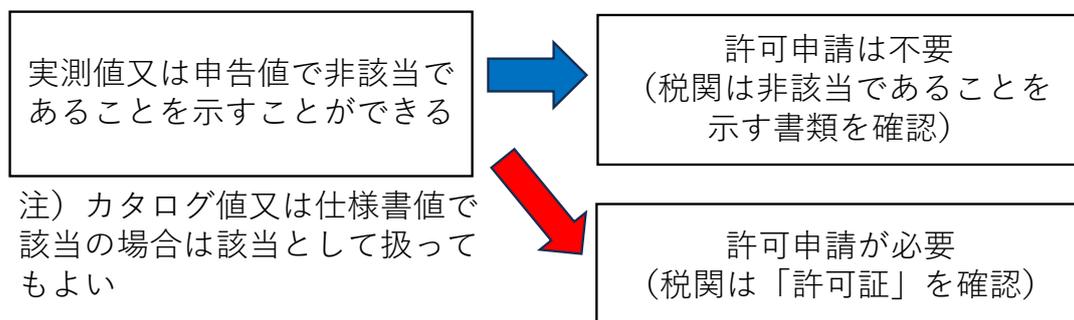


2. 製造者以外

【製造から20年以内】



【製造から20年超】 ※従前どおり





[NACCS 公式ホームページへ](#)

検索

[お問い合わせ](#) [サイトマップ](#)

[TOP](#)

[NACCSのご利用方法](#)

[申込手続 \(NSS\)](#)

[NACCS業務仕様・関連資料](#)

[よくある問合せ](#)

[NACCS情報プラザ®](#)

[関連リンクを表示する▼](#)

【利用者の皆様へ】業務コードの一部変更について

公開日 2025年05月26日

令和7年5月28日（水）付で業務コード集の一部が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

業務コード集の更新につきましても同日に行います。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「25.輸出承認証等識別コード」（共通）

コード	承認証等番号	備考	海空識別	修正区分
TOKU	GAITAME	外国為替及び外国貿易法【非該当】 （「輸出貿易管理令の運用について」（輸出注意事項62第11号） に基づき「届出受理票」を提出する場合）	海／空	新設

「26.輸出貿易管理令別表コード」（共通）

別表第1

別表番号	コード	修正区分
6-(10)	10610	新設
7-(15の3)	19040	新設
7-(24)	10724	新設
7-(25)	10725	新設

[この揭示板について](#) | [個人情報の取り扱い](#)

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

お問い合わせは[こちら](#)

令和 7 年 5 月
横浜税関業務部

関係者 各位

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入に係るパイロット運用において、タイ発給機関で発給されたe-COをNACCSで正しく受信できると及びNACCSで受信したe-COを輸入申告等で適切に利用できることが確認でき、今後も安定的な運用が見込まれることから、予定どおり令和7年6月2日（月）から本格運用に移行します。

同日以降、輸入申告の際にはe-COのみを提出していただき、e-CO控えの提出は不要となります。

また、タイ発給機関では引き続きe-COのほか紙の原産地証明書の発給もっており、日本での輸入申告でも利用可能です。

運用の詳細については、以下の税関ホームページ・原産地規則ポータルをご確認いただきますようお願いいたします。

(税関ホームページ)

○原産地証明書のデータ交換について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

- ・日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法（令和7年5月）
- ・e-COご利用のポイント（令和7年5月）
- ・NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務によるe-COのイメージ
- ・e-COよくあるお問い合わせ（令和7年5月更新）

【問い合わせ先】

- 原産地証明書のデータ交換について
(業務部原産地調査官)
電話：045-212-6174
- 通関手続きについて
(業務部通関総括第1部門)
電話：045-212-6150



EPA・原産地規則ポータル

▼ 本文へ

文字サイズ

標準

拡大

English

お問合せ・

その他のリンク

サイトマップ

EPAで輸入



EPAで輸出／輸出相談



原産地規則とは



使いたいEPA等について調

べる



品目別原産地規則の検索



現在位置： > 日オーストラリアEPA、CPTPP及びRCEP協定の輸出者（生産者）自己申告における輸入申告方法の統一化について

日オーストラリアEPA、CPTPP及びRCEP協定の輸出者（生産者）自己申告における輸入申告方法の統一化について

2025年5月9日

輸出者（生産者）自己申告に基づき各EPA税率の適用を受けようとする輸入者が、原産性を明らかにする書類を提出できない場合、日EU・EPA及び日英EPAに限り、NACCSの原産地証明書識別コード（4桁）の3桁目に、下表の右欄に掲げる区分に応じ左欄に掲げる特定のコードを入力することで、原産品申告明細書の提出省略を認めています。

コード	区分
Q	製造者（生産者）による原産品申告書 （原産性に関する情報が提供できない場合）
F	輸出者による原産品申告書 （原産性に関する情報が提供できない場合）

2025年6月9日以降、日オーストラリアEPA、CPTPP及びRCEP協定においても、日EU・EPA及び日英EPAと同様に申告方法を統一化し、原産性を明らかにする書類が提出できない場合は、NACCSの原産地証明書識別コード（4桁）の3桁目に特定のコードを入力することで、原産品申告明細書の提出省略が可能となりますので、お知らせいたします。

詳しくは、以下のFAQ及び「NACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法」をご確認ください。

○ [輸出者（生産者）自己申告における輸入申告方法の統一化にかかるFAQ](#) (PDF: 155KB)

○ [CPTPP税率適用に係るNACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法](#) (PDF: 717KB)

○ [RCEP協定税率適用に係るNACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法](#) (PDF: 506KB)

2025年6月

各位

横浜税関

誤びゅう削減のお願い



平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

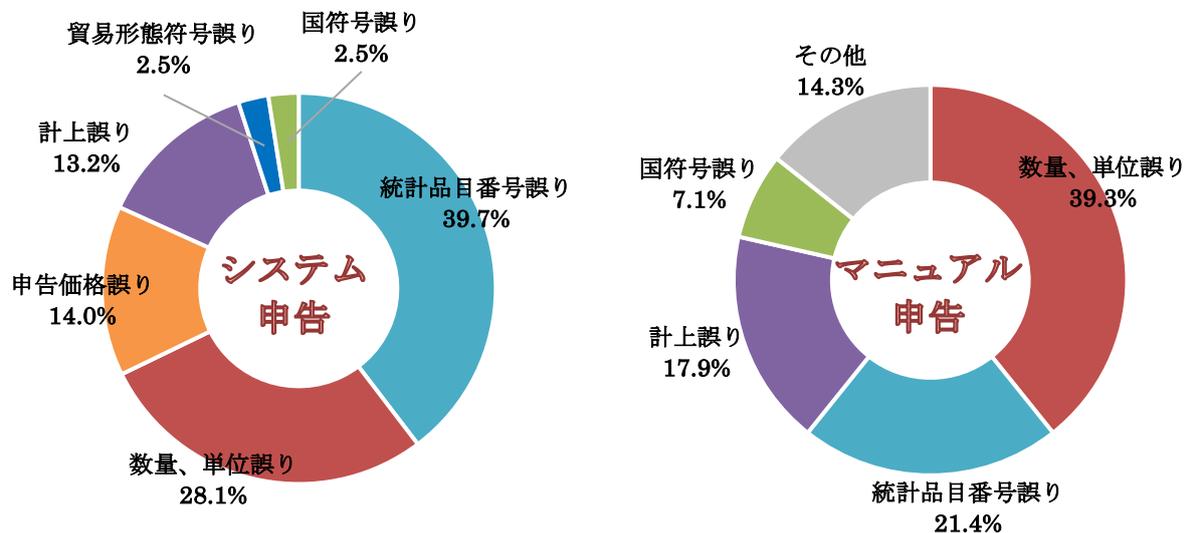
輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

横浜税関では2024年に発生した「誤びゅう原因」並びにこれまでに発生した主な「誤びゅう事例」を取りまとめましたので、これらを参考にして頂き、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いいたします。

(1) 誤びゅうの主な原因

2024年に発生した誤びゅうの主な原因は、システム申告においては、「統計品目番号」及び「数量・単位」によるものが全体のおよそ7割を占めています。マニュアル申告においては、システム申告同様「統計品目番号」、「数量・単位」誤りのほか、単純な記載ミスが多く見られます。

2024年の誤びゅう原因



(2) 誤びゅう事例

① 統計品目番号の誤り

【事例1】材質の未確認

真鍮製のティーポットの輸入申告において、銅製の食卓用品と申告すべきところ、ステンレス製の食卓用品として申告。

【事例 2】再輸入品の誤り

日本国内で建造した中古貨物船の再輸入申告において、再輸出入品識別符号「Y」を入力せず申告。

※注意点

材質や用途等により、統計品目番号が異なる貨物については、商品説明や製造工程を入手するなど、詳細をよく確認する必要があります。

また、普通貿易統計上の再輸出品又は再輸入品である場合は、再輸出入品識別符号として、統計品目番号の末尾に「Y」を入力する必要があります。

②数量、単位の誤り

【事例 1】申告数量の入力誤り

集成材の輸出申告において、インボイスに記載の数量のピリオドとカンマを見誤り、本来 68 (CM) として申告すべきところ、68,861 (CM) として申告。

【事例 2】申告数量の誤り

ダンプカーの輸出申告において、第 2 数量の単位は「NO」であるところ、貨物重量 (KG) を個数の値として申告。

※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースや、KG と MT、GR と KG、L と KL など、インボイスに記載の単位と申告単位（第 1 単位及び第 2 単位）を誤るケースが多く発生しています。

申告の際、数量が不自然に大きく（小さく）なっていないか、また第 1 数量と第 2 数量の関係が不自然になっていないかどうか、よく確認する必要があります。

③申告価格の誤り

【事例 1】通貨種別の入力誤り

ステンレス製の棒の輸出申告において、インボイスに記載の通貨種別「JPY」を誤って「USD」と入力して申告。

【事例 2】申告価格の入力誤り

冷間圧延ステンレス板の輸出申告において、インボイスに記載の価格のピリオドとカンマと見誤り、本来 FOB 価格 25,650 (USD) と入力して申告すべきところ、25,650,000 (USD) と桁数を誤って入力し申告。

※注意点

通貨種別の誤りは、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

また、ピリオドとカンマとの違いにより 1,000 倍の誤りが発生するため、不自然に大きい（小さい）数字の場合は必ず確認をお願いします。

④計上誤り

【事例1】 展覧会等に出品するための貨物

美術品の輸入申告において、展覧会出品のため無償で輸入し、終了後は再度輸出する貨物で、外国貿易等に関する統計基本通達 21-2(7) に規定する普通貿易統計計上除外貨物として、統計品目番号の末尾に「E」を入力すべきところ、入力せず統計計上貨物として申告。

【事例2】 通過貿易統計計上貨物

中古車の積戻し申告において、通過貿易統計計上貨物として、統計品目番号の末尾に「T」を入力すべきところ、誤って再輸出入品識別符号「Y」を入力して申告。

※注意点

統計計上については、「外国貿易等に関する統計基本通達」により、普通貿易統計及び通過貿易統計への計上の要否を確認いただくとともに、統計品目番号末尾に付す「Y」、「E」、「T」それぞれの違いについてご理解願います。

今回ご紹介した事例は一例ですが、誤びゅうの多くは、統計品目番号、数量及び申告価格の誤りに起因しています。通貨単位や数量単位の誤りなどの単純なミスにより、価格や数量が100倍、1,000倍になることもあります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いいたします。

また、システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」（統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合）や「L」（単価の範囲を下回っている場合）が出力されていることが数多くあります。

「H」または「L」が表示された際は、高価または安価な理由を確認するだけでなく、統計品目番号、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などの入力内容に誤りがないか再確認をお願いいたします。[\(次ページの「価格再確認欄に表示が出た場合について」をご参照下さい。\)](#)



別添資料「[誤びゅう防止にご協力ください](#)」のチェック項目について、申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力をお願いします。

●価格再確認欄に表示が出た場合について

申告価格 (FOB) ¥15,579,840 品目番号 4418.81-910 価格再確認 [L]
 数量 (1) 68,861 CM



集成材
¥226/CM

統計品目番号・価格は合っている？

統計品目番号は集成材！
価格はインボイスどおり！

【ポイント】
単価、数量
をチェック！

数量は合っている？

インボイスに記載されていた
数量は **68.861 CM**

ピリオドとカンマ
の見誤り・・・

数量を見誤って申告！→**68CM** に訂正

申告価格 (CIF) ¥371,941 品目番号 7323.93-000 価格再確認 [H]
 数量 (2) 2.49 KG



ステンレス製
ティーポット
¥149,374/KG

統計品目番号・価格・数量は合っている？

統計品目番号はステンレス製ティーポット
価格と数量はインボイスどおり！

【ポイント】
品名、材質を確認。
貨物が何であることを
よく確認のうえ、
分類を検討する！

ステンレス製で合っている？

本来の品名は、
真鍮製のティーポット

材質の誤り・・・

統計品目番号に誤りがあった！
7418.10-000 (銅製の食卓用品) に訂正





輸出入申告をされる皆様へ

2025年6月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コード、港コード、特惠符号は正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告単価の再確認をお願いいたします！！

